

〈資料紹介〉

青森地方職業紹介事務局 『労力供給請負業ニ関スル調査』(二)

Investigation about the Labor Supply Businesses of Hokkaido,
the Tohoku district before World War II, (2)

片山 一義

(前号に続く)

木材積取人夫並炭鋤勞務者供給業者調

小樽市労働職業紹介所

小樽市ニ於テハ勞力供給請負ヲナス業者ハ主トシテ土工夫専門ニシテ其ノ所属労働者数七、八名内外ノ小範圍ノモノ、ミニシテ然モ其数非常ニ少キ為之ガ調査ヲ省キ大多数ノ労働者ヲ使役スル各業者ハ大体供給業者ト請負業者ニ區別サレ居ル為当所ニ於テモ調査票様式ヲ供給ト請負ノ兩者ニ區別調査セリ

一 調査ノ対照

(1) 木材積取人夫供給業中代表的ナル数ヶ所(積取下宿屋)

稲穂町東一 河野浪三郎 色内町二 渡辺金太郎
 // 東四 小野寺彰 森谷義政
 // 西三 熊田深松 // 小林仙太郎(鮮)
 (2) 調査票様式 請負業者

業氏名	住所	所屬労働者数			年延取扱就勞者数	備考	
		専業ノ別	兼業ノ別	其他ノ労働者			
中一海陸株式会社	色内町三、九	通勤	専業	一五〇	五〇	一、二六、八〇〇	番四 取替人員一五〇
小樽運送株式会社	南浜町四、六	〃	〃	〇	四六	二七、四〇〇	番一 取替人員一〇〇
浜名船部	〃 四、三	〃	〃	〇	三三	二〇、〇〇〇	番一 取替人員八〇
下株式会社	手宮町二、三	〃	〃	〇	〇	六二、〇〇〇	番二 取替人員一五〇
橋本仲仕部	錦町四、四	〃	〃	一五〇	二六	四六、〇〇〇	番一 取替人員一五〇

業者氏名	住所	所属労働者数				備考
		専業 兼業 者	木材積 取乗込 仕夫	港内仲 躰夫	石炭入 其他ノ 労働者 者数	
相田仲仕部	色内町三八	一五〇	〇	〇	三〇	番屋 取答人員七〇
山岸仲仕部	〃三、四二	〃	〇	〇	三〇	番屋一 取答人員七〇
新谷仲仕部	〃一、二四	一五〇	〇	〇	三〇	番屋一 取答人員七〇
野中仲仕部	〃三、一七	一五〇	〇	〇	三〇	番屋 取答人員七〇

備考

所属労働者数ノ港内仲仕、躰、石炭夫ノ数ハ其ノ業者ノ定夫ノ数ニシテ其他ノ労働者数トアルハ定夫ニテ不足ヲ生タル時当紹介所ノ登録者及一般ノ日傭労働者ヲ使役スル為其ノ労働者中毎日得意先ノ現場ニ仕事ノ有無ヲ糺スベク顔出スルモノ、概数ヲ記セリ木材積取乗込者ノ各仲仕部ノ一五〇トアルハ各仲仕専属ノ積取下宿屋ヨリ供給サレ乗船セシメタル概数ナルモ各下宿ハ三、四ヶ所ノ積取仲仕業者ニ専属シ居ルヲ以テ一人夫ニシテ甲ノ仲仕部ニモ乙ノ仲仕部ニモ船ノ関係上乘込ヲ常トセリ為ニ實際ノ専属労働者トシテノ数は調査不能ナルモ約一軒ノ下宿屋二三〇人ノ積取人夫ガ居ルトシテ其ノ下宿屋ノ五軒ガ一仲仕業者ニ専属シ居ル關係上一五〇ノ数ヲ記セリ
右記ノ九名ノ外勞力請負業者相当之有モ省略ス

調査様式 供給業者

業者氏名	住所	所属労働者数		年延取扱就業者数	備考
		専業 兼業 者	木材積取仲仕 ノ供給人員		
河野浪二郎	東一 稲穂町	三五	〇	三五〇〇	〃
森谷義数	二 色内町	三五	〇	三五〇〇	〃
熊田深松	西三 稲穂町	三五	〇	三五〇〇	〃
小野寺彰	東四 稲穂町	三三	〇	三三〇〇	〃
小林仙太郎	二 色内町	三三	〇	三三〇〇	〃
渡辺金太郎	〃	三二	〇	三二〇〇	〃

備考

土工殖民協会ハ道内各地ノ土木請負業者ニ土工ヲ紹介スル一種ノ機関ニシテ一度協会ノ手ヲ経テ就勞セバ其ノ労働ノ全部ハ協会ノ組合員トナル制度ナル故一ヶ年ノ紹介就勞者数ヲ所属労働者ト見做セリ
又其ノ出張所ハ道内八ヶ所ニアリテ一工事終了セバ他ノ出張所ニ移動セシムル等ニテ年延取扱就勞者数ハ全く不明ナリ
積取下宿屋ノ仲仕業者ニ供給人員数三五ニシテ年延取扱就勞者数三五〇〇トアルハ三五人ガ一航海ノ乗船日数約

十日間ナルヲ以テ一ヶ年ニ約十航海スルモノト概算セリ
尚下宿屋数ハ約市内ニ七十軒程アリ

二 積取人夫供給業ノ沿革

今ヨリ約五十年前以前天塩沿岸ノ木材ヲ小樽市及内地方面ニ帆前船ニテ輸送シ居タルガ始メハ木材ノ石数モ少ナク積取人夫モ殆ンド不必要ニテ船員ノ手ニテ積込作業ヲナシツ、アリシガ段々北海道材ガ認めラル、ニ及ビ今ヨリ四十年前ヨリ汽船ガ使用サレ積取石数モ激増ノ途ヲ辿リ当然積取仲仕及人夫ノ必要トナリ木材ノ積取地ガ北見沿岸ニ延長サレシ明治三十年頃ニハ三千噸以上ノ汽船ヲ以テ輸送サレ三十七、八年日露役ノ後南半ノ樺太ガ日本領トナルニ及ビ汽船数モ年千隻以上トナリ積取人夫ガ小樽市ニ帰還セシ時移動性ヲ帯ビ一定ノ住所モナキ人夫ガ宿泊食事等ニ非常ニ不便ヲ感ジタル為心アル一積取夫ガ其ノ不便カラ下宿業ヲ始メテ営業シ漸次其ノ数モ増加シ現在ハ上二軒ノ仲仕業者ニ直屬シテ居ル下宿屋ノ数ハ実ニ七十軒ニ及ブ状態ニナレリ

三 供給業者ト求人者トノ關係

(一) 請負契約ノ形式其他

イ 求人者ノ主要業態
木材業者、各荷主、汽船会社、貿易会社、石炭会社
等

ロ 注文請負ノ段階

普通船内仲仕、艇、石炭ノ積下シ等ノ請負業者ハ略得意先ガ一定シ居レバ着荷ヲ標準値段ヲ定メテ請負ヒ自分ノ定夫ヲシテ処理セシムルガ手不足ノ折ハ当紹介所ノ登録者即チ日傭労働者ヲ使役シ居レリ木材積取ノ仲仕モ一定ノ賃銀ヲ以テ請負ヒ各専属ノ下宿屋ガ供給スル人夫ヲ使役シ木材積取作業ヲ為ス若シ人夫拂底折ハ紹介所ノ手ヲ通ジ労働者ノ移動紹介ヲナシ補フヲ常トス

ハ 供給業者ト求人者トノ關係

船内仲仕及艇業ハ前述シタル如ク主トシテ定夫ヲ使役シ不足ノ際ハ当紹介所ニ求人ノ申込ヲナシ居レリ積取下宿屋ハ自己ノ専属スル積取仲仕業者ト主從ノ關係ヲ結び居レリ

ニ 繩張關係

現在ニテハ全々繩張關係等ナシ

ホ 供給契約ノ形式内容

積取仲仕組合ニテ定メタル賃銀ニテ下宿屋ヨリ人夫ヲ供給スル為ニ特ニ記スベキ供給契約等ナシ

ヘ 労働者供給ニ付テノ責任

木材商等ガ木材ノ値段等ノ關係上請負金デ積取仲仕ニ支払ハザル時ハ当然仲仕業者ハ積取人夫ニ賃銀支払不能ニ陥ルモ大抵ハ人夫ヲ供給スル下宿業者ガ一

時賃銀ヲ立替支払ヲナシ後日仲仕業者ト下宿業者トノ間ニ於テ問題ヲ解決スルヲ常トセリ

ト 請負金ノ計算及其ノ收受方法

積取仲仕ハ一航海毎ニ又船内仲仕、艇業ノ業者ハ八月末勘定トス

(2) 供給ノ方法

イ 労働者糾合ノ方法

船内仲仕、艇業者ノ定夫又ハ所属労働者ハ一定ノ時間(現在五時)に各所属ノ番屋現場ニ集合ス宿泊ノ設備等ハナシ

積取人夫ハ積取船ノ出航前二、三時間前ニ其ノ宿泊セル下宿屋ヨリ仲仕業者ノ定メタル海岸ニ集合ス

ロ 適任者ノ選擇

各現場ノ親方ハ各労働者ノ特殊技能ヲ選擇シテ定夫トナシ不足ノ際ハ当紹介所ニ於テ豫テ技能別ニ登録セシ適材ヲ適所ニ配置シ居レリ

ハ 火急ヲ要スル場合ノ措置

当市ハ港湾都市ナレバ大体ニ於テ各現場ハ何日ニ何船ガ入港シ多忙ナルカラ豫知出来得ル為前日ヨリ各労働者ハ約束ヲナシ尚当日ハ当紹介所ヲ通ジ多数ノ労働者ヲ配給シ居レリ

ニ 現場送込ノ方法

ホ 附添ノ有無

積取船ニ於テ人夫ヲ送込ム場合ハ大抵人夫二十人ニ一人ノ下宿屋ガ附添ヲ送り込ムヲ常トセリ

ヘ 航海中ニ於ケル人夫ノ処遇、物價

積取人夫ノ寢室ハ積取船ガ出帆スル前ニ函館海事部小樽出張所ヨリ監督官ガ出張検査ヲナシ臨時旅客室ノ設備ヲナサシム又食事ハ栄養價値ノモノヲ撰ミ作業ニ耐ヘル身体ヲ作ラシメ一般ノ物價ハ船内ニ於テハ一、二割方高シ

ト 帰還人夫ノ下宿屋又ハ夫ノ部屋ニ於ケル処遇

一日ノ下宿屋ノ宿泊料六十五錢ニシテ普通ノ待遇ナリ

(3) 労働條件

イ 作業ノ種類

船内仲仕、艇、陸方仲仕、木材ノ積込業

ロ 賃銀

艇夫 最高二、二〇 普通二、〇〇 最低一、八〇

労働時間ハ全部十二時間トシテ計算ス

船内仲仕 最高二、四〇 普通二、一〇 最低一、九〇

〃

陸方仲仕 最高二、五〇 普通二、一〇 最低一、八〇

〃

積取人夫ハ作業日数七日以内ハ一等一、二〇 二等一、〇〇 三等〇、九〇ナルガ一航海日数九日以上ト

ハ 歩増賞与
解、船内仲仕業ハ大体ニ於テ夜間作業ハ一時間ニ歩増ナレド積取人夫ハ天候等ノ関係上歩増ナシ

ニ 賃銀支払ノ方法
積取人夫ハ一航海ニ解、仲仕夫、定夫ハ一ヶ月拂ニシテ其他ノ労働者ハ日払トス

ホ 労働時間又ハ作業課定量
積取人夫ノ労働時間ハ天候其他ニヨリ不足其他ハ春夏季節ハ十二時間秋冬ハ十一時間労働ニシテ作業課定量ハ普通

四 職業紹介所利用ノ程度

イ 下宿業者又ハ他ノ依頼ニ依リ積取人夫供給上ノ沿革

積取人夫賃銀ハ前述ノ如ク仲仕業組合ニ於テ適当ナリト定メタルモノヲ下宿屋ニ通知シテ人夫ノ供給ヲ受クル故接抄賃銀制度ノ協定聯絡方法等特記スルモノナシ又職業紹介所ハ積取人夫ガ拂底シタル時ニノミ移動紹介ヲ為スモノニシテ始メテ仲仕業者ノ依頼ニヨリテ移動紹介ヲナセルハ大正十四年五月ナリ移動紹介者ノ就労成績ハ概シテ不良ニシテ又帰還ノ保護ニ就キテハ各下宿業者モ相当

ノ注意ヲ払ヒ居ルモ偶々不良人夫ニシテ帰還旅費迄消費シ其儘小樽市ニ於テ失業シ居ルモノ相当アリ特ニ実施セル福利施設其他紛擾ノ協定等ニ就キテハ特記スベキモノナシ

ロ 供給シ能ハザリシ年ノ事情
積取人夫ヲ供給シ能ハザリシ年ハ樺太ノ当局ガ林業政策上木材ノ移出ヲ最小限度ニ止メシガ或ハ木材ノ値下リニヨリ木材商ガ木材積取ヲ差控ヘタルニヨル

ハ 紹介所ガ實際取扱ヒタル経験ニ鑑ミ改善ヲ要スル具体的意見
積取人夫ニ就キテハ木材ノ積込作業中木材ガ落下シ負傷スル人夫ガ往々ニシテアル故当局ニ於テモ積取人夫ヲ傷害保険ニ加入シ得ル様盡力サレン事ヲ切望ス尚マタ積取人夫ハ独身者ガ多ク其ノ生活モ不規則ニテ賃銀等ヲ浪費シ帰省セザル者毎年多数アリ是等ハ小樽市労働職業紹介所ノ手ニテ僅カニ就労ノ斡旋ヲナシツ、アルガ移動紹介ニヨリ来道シタル者ハ必ス帰還セシムル様事業主其他聯絡紹介所等打合せ改善ノ必要アリ

ニ 求職者ノ供給業者ヲ利用スル理由

積取仲仕業者ガ下宿業者ヲ利用スルハ積取夫ガ労銀安ク独身者多キ関係上当市ノ紹介所ノ登録者及ビ其他一般ノ日傭労働者ノ如キ家族持ハ積取出稼ヲ希望セズ自然一定ノ職ナキ独身者等ガ積取夫ニ適當シ下宿屋ニ集合スル為

五 供給業者ト所属労働者トノ関係

ナリ又荷主ガ艇、船内仲仕業者ヲ利用スル艇、小蒸気船
ロープ業ノ作業設備完備シ如何ニ多忙ノ時ニテモ予定ノ
人員ヲ必ズ都合シ得且又定夫其他ノ所属労働者ハ紹介所
其他ノ日傭人夫ヨリ責任ヲ感スル故荷主ハ艇、仲仕、陸
方業ヲ利用シ居レリ

(1) 労働者獲得(募集)の方法

積取人夫募集ノ方法ハ市内ニ揭示スル外道内各地ノ當
利職業紹介業者ト聯絡シテ募集シ尚且不足ノ折ハ紹介
所ト協議シ内地方面ヨリ移動紹介ヲナス

(2) 労働者ニ対スル統制組織

特記スベキモノナシ

(3) 前借関係

市内一般ノ日傭労働者ニハ前借等ナク現場ノ定夫ハ約
月末ノ収入ノ三分ノ一位迄前借ヲナス積取人夫ハ大抵
三円乃至五円位迄前借ヲナス

(4) 宿泊設備

前述シタル如ク積取人夫ハ移動性ヲ帯ビ且又独身者ガ
多キ為小樽ニ帰航シテモ一定ノ住所モナク食事宿泊等
ニ不便ナル故積取下宿屋ヲ利用シ居レリ

(5) 労働者ノ内容

イ 年令 最高六十五才 最低十八才 平均四十三才位

ロ 世帯持独身ノ別

陸上ノ一般労働者ハ八割世帯持 二割独身

積取人夫ハ二割世帯持 八割独身者

ハ 教育程度

高小卒二割 尋小卒六割五分 無卒一割五分

ニ 氣質、思想傾向等

氣質ハ港湾関係上一般ニ粗暴ニシテ貯蓄心等ナシ

思想傾向四、五年前ハ相当左傾分子多カリシモ現在

ハ非常時氣分ニテ一般ニ轉向シ却ツテ極左分子ノ排

斥ヲナシツ、アル状態ニアリ

(6) 現場ニ於ケル作業状態

(3) 労働条件、イ 作業ノ種類ニ記述アリ

(7) 不就業者ニ対スル共済、生活保障ノ状況

不就業者ニ対スル共済又生活保障等ノ施設ナシ

(8) 其他

仁義隠語等特記スベキモノナシ

六 供給請負ニ依ル業者ノ収益方法

(1) 手数料

(イ) 徴収ノ対照

請負業者(仲仕、艇業)ガ荷主ヨリ受取りタル金ニ
ヨリ其ノ定夫其他ノ日傭労働者ニ賃銀トシテ支払ヒ
ヲナシ居レリ

積取人夫モ仲仕業者ヨリ其ノ下宿屋ノ手ヲ經テ人夫ニ支払ス

(ロ) 徴収方法

普通労働者ヨリ手数料ヲ徴収セズ

(ハ) 手数料額

手数料トイ云フヨリハ業者ト人夫トノ歩合制度ニシテ解、仲仕業ノ請負業者ハ一ヶ月ノ稼高ヨリ二割乃至三割五分ヲ天引シ残六割五分ヲ定夫其他ニ稼高ニヨリ分配ス業者ニ配当多キハ解船其他諸器具ノ設備費トシテ徴収スル為ニシテ積取人夫ハ作業期間中日十銭宛座料トシテ下宿屋ニ徴収セラレ土工殖民協会ハ一人紹介毎二十円宛賛助金トシテ事業主側ヨリ徴収ス

(2) 賃銀ノ頭刌

イ、頭刌ネノ方法 ロ、其額又ハ率

一般普通ノ土工請負業者等ハ一日十銭乃至二十銭位ノ頭刌ネヲナス

七 労働者不足セル場合ノ措置

(1) 業者間ノ融通

特ニ記スベキモノナシ

(2) 無所属労働者ノ掻集

小樽市ニ於テハ大体立チン坊ト称スル者ハ浜附近ニ就

勞ヲ求メ徘徊シ居ルヲ以テ業者ハ手不足ノ際ハ其ノ立チン坊ノ掻集メヲナシツ、アリ

八 就勞日数ト季節的關係

夏季ニ於テハ定夫ノ一ヶ月ニ二十五日一般ノ日傭労働者ハ十五日平均ナリ冬季定夫ハ二十日一般日傭労働者ハ十日カラ一週間位ニシテ積取人夫ハ冬季ハ作業切揚ニ付仕事ナシ

九 福利共済施設

(1) 傷害休養、保健衛生等ノ施設

休養保健衛生等ノ施設ナキモ傷害ノ折ハ労働者ノ災害扶助法ニヨリ雇主ニ於テ夫レゾレ支給シ居レリ

(2) 慰安娯樂施設

記スベキモノナシ

(3) 宿泊施設

普通人夫溜ハ食事ヲ為ス程度ニシテ積取下宿屋ハ大抵三十人位宿泊シ得ル設備アリ宿泊料ハ一泊三食付六十五銭ニテ一航海毎ニ徴収シ居レリ

(4) 労働用具ノ貸与

労働用具ハ貸与ス、ロープ、トビ、ランプ等ニシテ材料徴収セズ

一〇 労働紛議

特記スベキモノナシ

一 營利紹介業者トノ關係

公益職業紹介所ノ進展ニ伴ヒ一般請負業者ハ營利紹介業者ヲ利用スル事少ク積取人夫募集ノ下宿業者又土工殖民協会等ハ人夫拂底ノ際僅ニ營利紹介業者ヲ利用シ居ルニ過ギズ

二 取締ノ狀況

悪辣ナル周旋屋ニ対シテハ北海道土工殖民協会ガ警察官署ト協力嚴重ナル取締ヲナシツ、アリ

三 供給請負ノ利弊

積取夫ノ供給下宿業者ハ人夫乗船不在中ト雖一日座料十錢並ニ布団体五錢宛ヲ徴収スル為相當非難アルモ人夫ハ概ネ独身者ニシテ住所不定ノ者多ク宿泊スルニ便アリ又一般ノ艇、仲仕業ノ請負業者ハ中間搾取多過ギルガ如キ感アルモ作業ニ必要ナル艇、トビ、ロープ等ノ設備アル為勞働者ニ取リテモ又便ナル点多々アルヲ認メラル

四 将来ヘノ展望

積取夫ノ下宿屋等ハ樺太廳林業政策ニヨリ出材年ヲ逐フテ僅少トナリ又樺太ニ常置ノ人夫ガ年々多クナリツ、アル故小樽市ヨリ乗船スル人夫ハ其數ヲ減ジ從ツテ下宿業者モ年々衰微スルノ運命ニアリ又營利紹介所公営職業紹介所ノ進展及土工殖民協会ノ進出ニヨリ婦人紹介所ヲ除

一五 供給業者ニ対スル意見

積取下宿業者ニ就キテハ一日六十五錢ノ宿泊料ヲ今少シ値下シ其他悪辣ナル供給業者ヲ徹底的ニ当局ニ於テ嚴罰主義ニヨリ取締ヲナシ公益職業紹介所ノ營業ニヨル充実に希望ス

一六 其他参考トナルベキ事項

ナシ

炭鉱人夫供給業

平町職業紹介所

一 調査ノ對照

(1) 炭鉱人夫供給業

(2) 調査

村木次松	業者氏名	其ノ住所	專業兼業別	礦業職	海陸仲	其他入	計	年延取扱	備考
村福島炭鉱社宅内	福島縣石城郡赤井		工人夫	二五〇	二五〇	二五〇	二〇〇		

二 人夫供給請負業ノ沿革

炭碓界ニ人夫ノ供給請負ヲ為ス者ヲ以前ハ俗ニ飯場ト稱セリ而シテ飯場ニハ頭ナル者アリテ人夫ノ供給並ニ之カ指揮監督ヲ為シ宿泊食需等皆飯場頭之ヲ主宰セリ而シテ飯場ナルモノハ如何ナル者が経営シタルカヲ調査スルニ創業當時事業主(求人)自ラ労働者ヲ募集スルハ困難ナルノミナラズ採用後ニ於テモ後述スル如ク便宜アリシヲ以テ先ツ既設炭碓若クハ地方ニ於ケル所謂親方(主トシテ人夫ヲ供給スル者)ニ交渉シテ所要人員ヲ供給シタル者又會社ノ需要人員ヲ聞付ケ其人員ヲ引率來山シタル者又ハ所要ニ應ジ坑夫中統御力ヲ有シ親分氣質アル者ヲシテ飯場ノ経営ヲ希望ヲ以テ之ニ當ラシメタリ而シテ會社カ飯場頭ヲ利用スル理由ハ事業主カ直接労働者ニ接近スルコトハ事業ノ内容ヲ労働者ニ知ラシムル恐レアル外労働者ノ身上保證並解雇後ノ処理等ニ就テハ全部飯場頭ニ其ノ責任ヲ負ハシムルノ便宜アリシヲ以テナリ而シテ事業主カ飯場経営者ニ對シテハ宿泊所タルベキ長屋ヲ提供スルノミニシテ衣食ニ関シテハ全部飯場頭之ヲ供給シ之ニ要スル経費ハ労働者ノ賃銀ヨリ差引キ飯場頭ヨリ支給スルヲ例トシ事業主トハ全ク没交渉ナリ之カ為メ所属坑夫ハ飯場頭ノ命令ニヨリ労働シ起居シ不正アレバ解雇セラル、等生殺與奪ノ權ハ全ク飯場頭ノ掌中ニアリタリト云フモ過言ニアラス從ツテ頭刻即チ中間搾取等ハ公然行ハレタルモノ、如シ然ルニ世ノ進歩ト共ニ労働運

動臺頭スルニ至リ飯場制度ノ缺陷ヲ認メタルヲ以テ大正ノ末期昭和ノ始メニ於テ各炭碓共断然飯場制度ヲ廃シ組長制度ヲ採用スルニ至レリ而シテ組長制度ノ内容ハ飯場當時ト大差ナキモ著シク改正セラレタル點ハ以前ノ飯場頭ハ事業主(會社)ト隷屬關係ナカリシモ組長(世話役トモ云フ)ハ會社ノ一従業員トシテ會社人事係ノ配下ニ從屬セシメタル事ト労働賃銀(宿泊料、食料、其他ノ経費ヲ差引キ)ヲ會社直接労働者ニ支給スルニ至リシハ中間搾取ヲ防止スル上ニ於テ労働者ニ大ナル福音ヲ齎シタルモノト云フベシ而シテ現制組長(世話役)制度ニ在リテモ労働者ノ供給(其方法ハ後段ニ述ブル所アルベシ)身分保證等ハ飯場時代ト異ル処ナシ

三 供給業者ト求人者トノ關係

(一) 請負契約ノ形式其他

(イ) 求人者ノ主要業態

求人者ノ主要業態ハ石炭ヲ採掘シ之ヲ市場ニ搬出シテ販賣ヲナスニ在リ

(ロ) 注文請負ノ段階

新ニ求人者ヨリ直接以前ハ飯場頭現在ハ組長ニ命ジテ所要人員ヲ供給セシム之カ為メ組長(世話役)ノ位置ニアル者カ自ラ平素調査シアル地方若クハ他ノ炭碓等ニ出張シテ坑夫ノ狩出ヲナシ所要人員ヲ供給

ス飯場制度時代ハ下請負等ノコトアリシモ現在ニ於テハ供給見込アル地方ノ縁故者ヲ辿リテ之レニ若干ノ報酬ヲ與ヘテ下請負ノ仕事ヲナサシメツ、アルモノ、如シ而シテ當時家族持長屋及合宿所共各定員アルヲ以テ定員ニ滿ザルトキハ當該組長(世話役)ハ責任上之ヲ補充スルノ義務アリ

(ハ) 供給業者ト求人者トノ關係

飯場制度時代ハ求人者タル事業主ハ一々飯場ヨリ労働者ノ供給ヲ仰キタル關係上飯場頭ハ求人者ニ對シ絶体ノ権力ヲ有シ殆ンド求人者ノ客分ノ位置ニアリシモ組長制度ヲ採用スルニ至リ其ノ勢力次第ニ衰ヘ現在ニ於テハ会社(求人者)ノ一従業員トシテ待遇セラル、ニ過キス

(ニ) 繩張關係

飯場時代ハ繩張等ノコトアリシモ現在ニ於テハ従業員ヲ各地ヨリ採用スル關係上従業員ノ出身地ヲ辿リテ漸次求職者ヲ開拓シツ、アルノ狀況ナリ

(ホ) 供給契約ノ形式内容

現在ニ於テハ供給上何等ノ契約ナシ

(ヘ) 労働者供給ニ就テノ責任

第三項第一號(ロ)ニ記述シタル如ク労働者ノ身元保證契約不履行ノ場合ニ於ケル責任ハ全部組長ガ其責ヲ負フコト、ナル即チ事業主ニ對シ或種ノ損害ヲ

掛ケタル場合ハ組長之ヲ辨償スルカ如シ

(ト) 請負金ノ計算及其ノ收受方法

組長カ労働者ヲ新ニ供給シタル場合ハ事業主ヨリ労働者一人ニ付金參圓ヲ會社ヨリ直接組長ニ支給ス

(2) 供給ノ方法

(イ) 労働者糾合ノ方法

労働者ハ設備シアル宿舍ニ收容シ置キ所要ニ應シ現場ニ送り込ムモノニシテ一旦持場ヲ定メタル後ハ各人随意ニ所定時間ニ出勤セシムルモノトス

(ロ) 適任者ノ撰擇

適任者ノ撰擇ハ求人者ニ於テ直接検査ノ上決定スルモノニシテ供給者ハ單ニ労働者ヲ供給スルニ過キス從ツテ不合格者ハ他ニ轉職セシムルカ若クハ帰農セシムルヲ例トス

(ハ) 火急ヲ要スル場合ノ措置

炭砒界ニ於ケル労働者ノ需給關係ハ常ニ整調ヲ保チ且ツ短時日間ニ需要人員ヲ要スル場合ノ如キハ希有ノ事ニ属ス然レ共急速ヲ要スル場合ハ組長ヲ總動員スル外会社モ亦役員ノ總動員ヲナシテ労働者ノ狩出ヲナス外特別ノ措置ナシ

(ニ) 現場送込ノ方法

新採用者ニハ會社人事係ニ於テ振込票(別紙第一号)ヲ本人ニ交付シ一旦所属組長ニ引渡シ組長ハ振込票

ニ依リ古参ノ同宿者ニ現場迄ノ案内ヲ命シ同行セシメ現場係ニ引渡スモノナリ

(ホ) 附添ノ有無

前述ノ通りニシテ毎月現場迄ノ附添ヲナサス

(3) 労働条件

(イ) 作業ノ種類

採炭事業ノ全部ニ於ケル作業ノ種類ハ多種多様ニ且リ詳細ヲ記述スルハ徒ニ事務ヲ複雑ナラシムル恐レアルヲ以テ主要作業ニ就キ調査セリ即チ採炭夫、撰炭婦、雑夫、運搬夫、支柱夫等

(ロ) 賃銀

種別	採炭夫	撰炭婦	雑夫	運搬夫	支柱夫
最高	二・八〇	〇・四〇	〇・七五	一・五〇	二・八〇
最低	一・〇〇	〇・二八	〇・六〇	〇・八〇	一・〇〇

(単位 円)

(ハ) 歩増、賞與

特別ノ場合ヲ省ク外現在ニ於テハ其制度ヲ認メス

(ニ) 賃銀支拂ノ方法

採炭夫ノ稼働ハ個人請負ナルカ故ニ賃銀ノ一定セザルハ勿論ナリ稼高ノ算定ハ現場係ニシテ毎日ノ稼高ヲ別紙第二号ニ記載シ會計係ニ廻送ス會計係ハ十五

日間ノ揚金ヲ直接本人ニ支拂フモノナリ

但シ合宿所ニ起居スル者ニアリテハ食費其他物所代等組長ニ於テ計算シ會計係ニ提出會計係ハ拂出金額ヲ控除ノ上残額ヲ本人ニ支拂フモノナリ

(ホ) 労働時間又ハ作業課定数

晝夜ヲ二交代トシ作業ハ個人請負トス

(4) 職業紹介所利用ノ程度

近年各会社共数ノ多少ハ別トシテ利用益々増加シ供給業者カ職業紹介所ノ発達ヲ阻害シタル事實ナキハ勿論紹介所ノ登録者ニシテ供給業者ニ属スルト認ムル者等ナシ

(5) 求人者ノ供給業者ヲ利用スル理由

供給業者ハ求人者ヨリ委託ヲ受ケ所要人員ヲ満スベク時間ト経費(一人募集ニ対スル費用約五〇円位)ニ考慮スルコトナク各地方ニ出張シ求人数充足ニ最大ノ努力ヲ吝マス結果完全ニ所要人員ヲ充足シ得スト雖モ其レニ近キ人員ヲ満スヘキ便利アリ又労働者ノ身元ヲ保證セシメ解雇者ヲ処理セシムル等ニ至便ナル為メ之ヲ利用スルモノト認ム

四 供給業者ト所属労働者トノ關係

(1) 労働者獲得(募集)ノ方法

現在ノ従業者ニ傳手ヲ求メ供給地方ニ適當ナル人物ヲ

物色シポスター其他ノ印刷物等ヲ送り相當期間宣傳セシメ置キ地方ノ状況ハ文書其他ノ方法ニ依リ知悉シ機ノ熟スルヲ見計ヒ係員ヲ出張セシメ希望者ト面接ノ上ヲ要スレハ身体検査ヲ行ヒ合格シタル者又ハ合格ト認めル者ヲ引率シ入社ノ手續キヲナスモノナリ

(2) 労働者ニ對スル統制組織

會社自体ニハ夫々ノ機關ヲ有シ居ルモ供給業者ニハ何等ノ設備アルヲ認メス

(3) 前借關係

第四第二項ノ如クシテ募集シタル労働者ノ中ニハ家族持ニシテ移轉ニ相當ノ費用ヲ要スル者アリ又旅費ニ事缺ク者モアリ之等ニ對シテハ各必要ナル費用ヲ前借シ就職稼働後順次償還セシムル方法ヲ講シ其額ハ最高三〇円位ヨリ最低五円位ナリ

(4) 宿泊設備

家族持チハ別トシテ独身者ニ在リテハ相當ノ監視監督ノ要アルハ多言ヲ要セザルト共ニ交代時ハ晝間ノミ行ハル、モノニアラス又會社ノ都合ニ依リテハニ交代ヨリ三交代ニ變スル場合モアリ是等ニ對シテハ是非一ヶ所ニ收容シ命令一下如何様ニモ活動シ得ルノ準備アルヲ要ス宿舍ノ設備アルハ之カ為ナリ

(5) 労働者ノ内容

(イ) 年齢 最高五拾五歳 最低拾五歳 平均三拾五歳

(ロ) 世帯持 二五〇戸 独身者 二〇人

(ハ) 教育程度 尋卒

(ニ) 氣質 温和 思想傾向 善良

(6) 現場ニ於ケル作業状態

作業現状ハ地下一四五間乃至五〇〇間位ニシテ炭層ハ一定セサルモ平均八尺位ナリ亦瓦斯發生等ハ全クナク温度ハ下氏六〇度前後ナリ從ツテ常磐炭田中他鉱ニ比シ作業幾分容易ナリト認ム

(7) 就業者ニ對スル共済、生活保障ノ狀況

會社トシテハ是等ノ施設アルモ供給業者ニハ該当事項ナシ

(8) 其他

從來坑夫間ニハ親分子分兄弟分トシテ堅キ契リト其相應ノ礼儀ヲ以テ交際シ其ノ間明カナラシムル為メ親分ヨリ証明書ヲ交付シ此ノ所持者ハ例ヘ失業スルト雖モ短期間ハ衣食住一切ノ世話ヨリ就職斡旋ニ至ル迄全ク親切ニシテ場合ニ依リテハ同志間ニ義捐金ヲ募集シ或ハ草鞋錢ト稱シテ相當ノ金額ヲ與ヘ旅立タシムル等遺憾ナキ人情美ヲ發揮シ居リシモ時代ノ推移ナリ又坑夫間ニ使用セラル、専用語ハ左記ノ如シ
季節的労働者 (燕坑夫、雁坑夫)
逃亡者 (尻割) 一種ノ鉱山病 (ヨロケ) 等

五 供給請負ニ依ル業務者ノ収益方法

(1) 手数料

(イ) 徴収ノ対照

供給入坑セシメタル労働者一人ニ付雇傭主即チ会社

ヨリ供給者ニ対シ金拾銭宛ヲ入坑料トシテ支給ス

(ロ) 徴収方法

労働賃銀支拂日(月二回)ニ会社ヨリ直接供給者ニ

支給スルモノナリ

(ハ) 手数料額

前項ニ記載シアルヲ以テ省略ス

(2) 賃銀ノ頭割ネ

(イ) 頭割分ノ方法

(ロ) 其額又ハ率

頭割ノ事実ナキ為兩項共該当事事ナシ

六 労働者不足ナル場合ノ措置

(1) 業者間ノ融通

炭砒会社ハ季節ニ支配セラル、コト多ク冬季ハ概シテ

多忙ナルガ故ニ各砒共一斉ニ増員シ夏季ハ比較的閑散

ナルカ為メ減員若クハ新採用ヲ中止スル場合多ク特殊

ノ事情生セサル限り甲会社ヨリ乙会社ニ移動セシムル

業者間ノ融通ハ殆ント見当ラス

(2) 無所属労働者ノ掻集メ

採炭作業ハ相当技術並ニ熟練ヲ要スルモノニシテ立チ
ン坊式ノ労働者ニテハ到底役立サルヲ以テ此種労働者
ノ掻集メハ絶体行ハス

七 就労日数ト季節的關係

季節ノ二繁閑アルハ前項ニ記述シタル処ナルモ十月初旬ヨ
リ翌年三月下旬迄ハ最モ多忙ヲ極メ出炭増加ヲ目的トスル
増員ヲ行ヒ四月上旬ヨリ九月下旬迄ハ特殊ノ関係ヲ除ク外
新採用ヲ中止スルヲ例トス就労日数ヲ月ヲ標準トシテ示セ
ハ公休三回乃至四回其他ノ休日ヲ除キ平均二十日間位

八 福利共済施設

(1) 傷害休養保健衛生等ノ施設

会社自体ハ此種ノ施設ヲ有シ居ルモ業者ニハ何等ノ設
備ナシ

(2) 慰安娯楽施設

前項ノ通り

(3) 合宿所ハ総テ会社ノ所有建物ニシテ所属定員ニ依リ広

狭ノ別コソアレ何等ノ飾気ナク單ニ起居スルニ止マリ

寝具、食事代トシテ一日四拾銭ヲ徴収ス

方法ハ組長ニ於テ支拂当日迄ニ個人別計算表ヲ作成シ

本人ノ調印ヲ求メ会社社会計係ニ差出シ社会計係ハ稼働賃

銀ヨリ之ヲ控除シ組長ニ支拂フモノナリ

(4) 労働具ノ貸與

組長及会社ハ一切ノ貸與セス本人自ラ購入スルモノニシテ此全額ハ凡ソ四、五円程度ナリ現金購入能ハサル者ニ対シテハ組長ニ於テ一時繰替ヘ其ノ償還方法ハ会社毎ニ若干宛ヲ差引クモノナリ

九 労働紛議

調査セル会社ニテ未タ紛議ヲ醸シタル事実ナシ

一〇 営利紹介業者トノ関係

何等ノ関係ヲ認メズ

一一 取締ノ状況

各会社ニハ各々請願巡查ヲ駐在セシメ人事係ト協力シ取締ハ嚴重ナリ但シ業者ニハ何等ノ施設ナシ

一二 供給請負ノ利弊

会社側ヨリスレハ所要ノ時機ニ所要ノ人員ヲ充足セシムル便利アリト雖モ労働者ヨリ見ル時ハ動モスレバ頭勿ネ等ノ機会ヲ與フル弊アルヲ辞メス

一三 将来ヘノ展望

炭砒会社ニ於ケル供給業者ト見做スヘキ組長ニシテ最近職

業紹介所ヲ利用スル者漸増シ会社又募集費軽減ノ為メ之ヲ懲憚シ来タリシト雖モ從來ノ制度ヲ急激ニ改廃スルハ至難事ナリ即チ会社ノ募集機関ニ交ハルベキ職業紹介所カ所要ノ時機ニ所要ノ人員ヲ充足シ得ル時機ニ到達シテ初メテ供給業者ヲ廃シ得ルモノニシテ現在ノ状況ニ於テハ供給業者ノ存在モ亦止ムナキ次第ナリト思考ス

一四 供給業者ニ対スル意見

職業紹介所ガ全国到ル處ノ須要市町村ニ設置サラレ其ノ聯絡ノ如キモ他ニ見サル統制振りヲ示シアル今日炭砒界ニカ、供給業者ノ介在スルコトハ頗ル遺憾ナリ前述ノ如ク職業紹介所カ身元保証ヲナサザル現在ノ制度ト求人者ノ所要人員ヲ要求期間内ニ充足シ得サル現況ニアリテハ到底供給業者ヲ廃シテ職業紹介所ノ手ニ収ムルコト能ハサルヘシ故ニ今後職業紹介所ニ於テ炭砒労働者ヲ全部一手ニ引請ケ供給スルトセバ炭砒労働者ノ専門ノ職業紹介所ヲ特設スルノ要アルモノト信ス而シテ特設職業紹介所ハ組合組織トシ労働者ノ募集、身元ノ保証ヲモナシ得ル如クスルヲ要ス之カ為メニハ聯絡炭砒ヲ定メ之ト聯絡提携シ常ニ聯絡炭砒ノ状況ヲ詳カニスルト共ニ各地ニ炭砒労働者供給聯絡町村ヲ定メテ募集ヲ便ニシ(要スレバ供給組合ヲ組織スルモ可ナリ)之カ経費ハ全部聯絡炭砒会社ノ支辨トシ国庫ニ補助スル如クセハ供給業者ヲ介在セシムルコトナク職業紹介所カ全

部供給スルニ到ルベシト思料ス